

令和5年5月23日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市総合振興計画審議会
会長 横道 清孝

さいたま市総合振興計画について（答申）

さいたま市総合振興計画審議会では、令和4年11月21日付け都都経第2196号により「新庁舎移転整備等に伴うさいたま市総合振興計画の改定」について貴職から諮問を受け、審議を重ねてまいりました。

審議においては、令和13年度を目途とする市役所本庁舎の移転整備が、さいたま市の都心地区の在り方や将来の都市づくりの方向性に与える影響について、慎重かつ活発な議論を行ってまいりました。

計画の改定にあたっては、さいたま市が目指す2つの将来都市像である「上質な生活都市」・「東日本の中枢都市」の実現に向け、本庁舎の移転整備を契機として、「都心地区においては賑わいや活力の創出に向けた都市機能の集積に限らず、緑や歴史文化資源との共生などにより、誰にとっても居心地の良い都市空間の形成を目指していくこと」、「2つの都心がそれぞれの特徴や強みを生かすことで両地区の機能分担を図りながら都心間の連携を強化し、魅力と活力を備えた拠点形成を図ること」、及び「都市軸の強化の観点から、さいたま新都心周辺地区を通る新たな東西連携軸の形成と地下鉄7号線延伸の早期実現を目指していくこと」を基本的な考え方として審議しました。

これらの審議を踏まえ、「さいたま市総合振興計画基本計画（改定案）」を取りまとめましたので、本日ここに答申します。